

1. 2003年度「GISアクションプログラム2002-2005」に関するフォローアップ報告の概要

国土空間データ基盤に関する標準化と政府の率先使用

地理情報標準のJIS化が進むなど、地理情報の標準に関する規格化が進展した。標準に準拠したデータや仕様書の整備を進め、政府の率先使用を推進した。

地理情報の電子化・流通を促進する観点からの制度・ガイドラインの整備

測量成果電子納品要領(案)を作成して、公共測量業務への適用を開始するなど、地理情報の電子納品が着実に進展している。

地理情報の電子化と提供の推進

空間データ基盤の電子化は47件中36件が完了するなど着実に進展している。このうち21件はインターネットによる提供が実施されており、数値地図25000や国土数値情報などでは、ウェブマッピングシステムを用いた提供を実施している。空中写真についてもインターネットでの提供が進んでいる。民間データを活用できる環境を整備するため、官民共通で利用できる地図データの品質を明示する枠組み(「品質評価表」)を策定した。

GISの本格的な普及支援

地方公共団体におけるGISの導入は着実に増加しており、全都道府県と約1/3の市町村が既に導入している。地図データを庁内で共有する統合型GISについては、7都道府県、158市町村が導入している。

GIS関係省庁連絡会議のポータルサイトを開設した。

GISを活用した行政の効率化、質の高い行政サービスの実現

国土交通省で「電子申請用添付地図作成支援・確認サービス」を運用開始(2003年度末)するとともに、同サービスの他府省での利活用について検討した。防災、まちづくり、交通、環境、教育等の各行政分野で、GISを用いた質の高い行政サービス実現への取り組みを推進した。「統計GISプラザ」、「国土交通省防災情報提供センター」、「電子国土Webシステム」などのサービスの提供が開始された。

2. 「GISアクションプログラム2002-2005」の一部改定の概要

昨年8月に決定された「e-Japan重点計画-2003」との整合をとるべく、政府が保有する地理情報について、その資料的、文化的価値に鑑み、デジタル化・アーカイブ化を進めるべきとの意義付けを追加した。

全国の都市部における地籍整備を推進するために必要な街区座標の調査とその電子化に関する施策の追加、位置情報サービス関連技術に関する施策の追加等、5件の具体的な施策に関する変更を行った。